

歯木について —古代インド仏教における歯磨規定とその背景—

松 田 慎 也

要 旨

我が国における朝の歯磨きの習慣は、通常、仏教の影響によるとされている。しかし、その根拠は必ずしも明らかではない。本稿は、パーリ律、漢訳諸律における歯木に関する条項を精査し、その比較・検討から、古代インド仏教教団ではどのような理由から歯磨きの規定が作られたのか、また実際にどのように実践されていたのか、さらに時代の推移に伴いそこにどのような変化が生じたのか、その原因は何かということについて、考察するものである。

KEY WORDS

dantakottha	歯木・楊枝	tooth-cleaning	歯磨き
Indian Buddhism	インド仏教	Vinaya	律藏
Nankaikikininhōden	南海帰寄内法伝	Gijō	義淨

1. は じ め に

「あさおきて、かおをあらって、ごはんをたべ、それからがっこうへいきました」とは、かつての小学校の作文の時間において、悪い文の代表としてよく引き合いに出されるものであった。なぜならば、それは常識であり、改めて書く程のことではないというわけだ。歯磨きも含め洗面は、当然、朝食前に済ますものだった。ところが、近年、それが変わってきらしい。食前の歯磨きは無意味である、との衛生観の広まりとともに、洗面全体が食後に行われるようになってきているという。数年前、学部3年生20数名に尋ねたところ、朝食後に歯磨きをするという者が圧倒的多数で、食前というのはほんの1~2名、かつては食前が常識だったことを知る者もわずか4~5人で、あの者は聞いたこともないことに、びっくりした覚えがある。これはあるいは極端な例だったかもしれない。今から15年前に実施された幼児の躰に関するある調査では、6才児のおよそ75%がほぼ毎朝洗顔を行い、また歯磨きについては、80%弱が朝と就寝前にしており、食後というのは4割弱のことであった⁽¹⁾

歯磨きの風習は、一般に、仏教の伝来とともに中国から伝えられたものと考えられている。江戸時代、寛永年間にはすでに歯磨き粉の販売が始まり、文化・文政期には100種に及ぶ商品が出回っていたというから、これまでに歯磨きの風習が日本にすっかり定着していたことは明らかである⁽²⁾。また鎌倉時代、道元は『正法眼藏』第五十「洗面」において「日本國は、國王大臣、老少朝野、在家出家の貴賤、ともに嚼楊枝、漱口の法をわすれず」⁽³⁾と記述しているから、この時代の日本においても、広く庶民に至るまで、朝の歯磨きの行われていたことがわかる(「洗面」

では早朝にまず為すべきこととして、洗面、嚼楊枝を述べる)。もっとも、道元はこの風習がインド起源であるとする一方で、当時の中国においては僧俗を問わず歯磨きの習慣がほとんど失われていたと述べている(ちなみに、洗面の風習は中国にはあり、日本にはないとも伝える)、また日本において庶民生活の中に仏教が本格的に浸透したのは戦国期以後のことと言われることを考え合わせると、鎌倉時代の庶民における歯磨きの風習を本当に仏教の影響と考えてよいものか、疑問の残るところはある。さらに時代を溯って、平安時代初期の貴族藤原師輔(908~960)は、朝食前に為すべきことの中に楊枝を使い、手を洗うことを挙げる。これは、それに続けて仏名を唱え、日常信仰する神社を念じよとあるから、神仏へ額ずく為の儀礼と考えられる⁽⁴⁾。だが、これも神・仏いずれへの儀礼が先にあったのかは定かではない。

以上のように、日本における歯磨き風習の起源を一概に仏教に求めることはできない。とはいいうものの、全く無関係ということもなかろう。よしんば直接的関係がないとしても、同様に朝の歯磨きという風習を有した古代インドの仏教教団において、それがどのような考えに基づき、実際にどのように実行されていたかを知ることは、我々における風習について考える上でも決して無意味ではないだろう。

そこで以下では、まず諸律藏における歯木(Pali: dantakottha or dantapona。漢訳では多く「楊枝」とするが、後述するように素材は楊に限らない。原語は文字通り「歯ー木」との複合語である。以下では、原文引用の場合を除き「歯木」で統一する)に関する規定を比較しつつ、使用規定の起源、歯木そのものに関する諸規定、その使用法にかかる諸規定、師弟関係と歯木、歯木をめぐる伝説の各項について紹介、検討していく。次に、古代インド仏教における歯木使用の実態を、7 c.後半、10年余のインド留学を経験した中国人僧義淨の『南海帰寄内法伝』によって紹介し、最後に両者の比較に上に立ってインド仏教における歯木觀の変遷について私見を述べる。

比較に用いるのは、南方上座部所伝のパーリ語律藏(以下、パーリ律と略す。本書については5 c.初の註釈が現存することから、現行テキストの成立は4 c.以前と考えられる)及び漢訳5広律(広律とは律藏の完本をいう)、すなわち上座部系統のものとして説一切有部所伝の十誦律(404~406年、弗若多羅等訳)、法藏部所伝の四分律(410~412年、佛陀耶舍等訳)、化地部所伝の五分律(423~424年、佛陀什等訳)、根本説一切有部所伝の根本説一切有部律(703年、義淨訳)。本書は十部に分けられ、それぞれに別個の題名を与えられているが、ここでは一括して根本有部律と呼ぶことにする)、大衆部系統のものとして摩訶僧祇律(416年、佛陀跋陀羅等訳)である。以上6本のうち、根本有部律を除く5本が4 c.以前のテキストであるのに対し、根本有部律が7 c.後半のものであることには注意を払っておく必要があろう。根本有部律と他の5律では、とりわけ淨穢觀念の厳しさにおいて差異が見られる。根本有部律の訳者でもある義淨は、『南海帰寄内法伝』において当時のインド社会における淨穢の区別の重大さを繰り返し語る。本論文の後半はこの問題を中心に考える予定である。

2. 歯木使用規定の起源について

歯木使用規定の起源は、パーリ律においては比丘の所持品について論じる「小品第5小事犍度」において語られる⁽⁵⁾。すなわち、「その時、比丘たちは歯木を嚼まず、口が臭かった」ので、

世尊は歯木を嚼まないこの5つの不利益と、歯木を嚼むことの5つの利益を説いて、歯木の使用を定めたという⁽⁶⁾。ここで、「その時」とはいつか、なぜ比丘たちが歯木を嚼まなかったのか、口が臭いということにおいて何が問題なのかの諸点については、註釈文献を見ても特に語られていない。また5つの利益(不利益)とは、「眼によい(よくない)」「口臭がしない(する)」「味覚器官が清らかになる(清らかにならない)」「胆汁質の粘液が食物を覆うことがない(覆う)」「彼にとって食物に味わいがある(味わいがない)」である⁽⁷⁾。

四分律は、パーリ律同様に、口臭以外に特に制定の経緯を述べない。5つの利益・不利益が述べられていることも同様である。但し順序には異同がある⁽⁸⁾。

五分律では、歯木を嚼まない一部の比丘の口臭を嫌った他の比丘たちの訴えにより制定されたとする。ここでは5つの利益のみが語られ、また順序にも異同がある⁽⁹⁾。

十誦律では、比丘たちが7日間の座禪を行ったところ、歯木を嚼まなかっために口臭を生じたので、世尊に制定を求めたとされる。ここでは2種類の5つの利益が示されている⁽¹⁰⁾。

摩訶僧祇律では次のように述べる。六群比丘（いつも悪さをしている六人組の比丘。律藏の中ではしばしば、戒律の制定のきっかけとなる事件を引き起こす）が、裁断しないままの長い枝を歯木として嚼んでいたため、世人から「凶惡人のようだ」との非難を受けた。そこで世尊は歯木を嚼むことを禁止した。ところが、自分の口臭を気にして説法の座においても他人から離れて座る比丘がいたため、改めて、長さの制限を設けて歯木の使用を認めた。本律においては嚼歯木の利益は語られていない⁽¹¹⁾。

根本有部律では次のようである。阿羅漢果（究極のさとりの境地）を得た比丘たちが在家者たちに教えを説いたところ、口臭が漂った。在家者たちが訝しみ尋ねると、比丘たちは自分たちからの臭いであると答え、さらに、毎日、歯木を嚼んでいないのかと尋ねられ、仏の許しがない（「仏未聽許」）と答えた。そこで在家者たちは歯木を嚼まないでなんで清浄が得られようかと非難し、比丘たちは返す言葉を失った。このことから嚼歯木の制が定められたという。ついで5つの利益が語られている⁽¹²⁾。

以上を比較してみると、まず、根本有部律を除く5本では口臭の防除を歯木規定制定の要因としている。そして口臭を問題とする理由が、他人からの忌避（五分律）または忌避への恐れ（十誦律、摩訶僧祇律）とあるところからすると、これは対人関係におけるエチケットとしての意味が強いものと考えられる。これに対して根本有部律では、口臭も問題にはなっているが、主要な要因は宗教的不浄の問題にあると見られる。両者の差異は明らかである。

そこで、この問題を社会との関係から考えてみたい。パーリ律、四分律、十誦律の規定が歯木の存在を前提にしていることは間違いない。五分律や摩訶僧祇律では、規定以前にも比丘の中に歯木を使用する者がいたことになる。一方、根本有部律ではこの規定以前には比丘=不嚼歯木→在家者=嚼歯木との状態があったように描く。いずれにしても、この規定以前に社会では歯木が一般に使用されていたと考えてよい。すると問題は、比丘にとって歯木を嚼む必要性がどこまであったのか、また、歯木を嚼むとしても実際にそれが入手可能なのかどうかという2点ということになる。

嚼歯木の必要性について、もし、それが根本有部律の言うように社会一般の宗教的淨穢に関わることであったならば、正面きってそれを否定しない限り議論の必要はないはずで、このような起源譚のあること自体がおかしなことになる。また、仏教興起時代のインドには種々の出家修行者が存在し、中には極端な苦行を実践する者もいた。苦行の種類によっては歯木を嚼む

ことが許されない場合も少なくなかつたろうが、それでも彼らは社会からそれなりの尊敬を受けていた。例えばジャータカに、山から都へ出て来た苦行者の一団を王様が尊敬の念をもって王宮へ迎え入れた話があるが、彼らは「黄色い歯」をしていたとある。「黄色い歯」とは註釈によると「歯木を嚼まないので歯垢がこびりついた歯」のことであるという⁽¹³⁾。従って、初期仏教の比丘たちにとって、元来、歯木の使用はそれぞれの置かれた状況や判断にまかされおり、それが五分律等の述べるよう、仲間内、あるいは在家信者との間で口臭が問題になったとき、エチケットの問題として初めて規定の必要性がでてきたのであると考えられる。また、その背景には仏教教団の発展に伴う比丘の増加や、在家信者との接触の増加があったと思われる。

次に、歯木入手の問題であるが、これに関して不受食戒のことを取り上げてみたい。不受食戒は、食物について比丘は在家者からその都度授けられたもの以外は決して口にしてはならないことを規定する。貯えて置くことも許されない。ところが、その為に不便を生じたので、水と歯木とは例外として貯えておくことが認められたという。戒制定に至る経緯や例外規定の設けられるに至った理由について諸律の説くところは必ずしも同一ではないが⁽¹⁴⁾、条文に差はない。この戒は、一見、比丘に嚼歯木の義務があったように読め、先に述べたことと矛盾するように思われるかもしれない。しかし比丘は、伐草木戒によって自ら草木を切ることを禁じられており、在家者の手を借りることなくして歯木を入手できない。もしも、歯木のストックがなくなり、しかも提供者が現れなければ、歯木なしの生活となるはずである。従って、歯木入手の点からも歯木規定は、本来、エチケットの問題であったと考えられるのである。

3. 歯木そのものに関する規定

歯木そのものに関する規定として各律に共通してあるものは、長さについての規定であるので、まず、このことから採り上げよう。パーリ律によると、歯木規定ができたのち、六群比丘は長い歯木をくわえ、これで沙弥（少年僧であり、比丘の身の回りの世話をする）を打った。そこで長い歯木が禁止され、最長8指（1指=親指の幅）と定められた。さらに、短い歯木を誤って飲み込み喉に突き刺す比丘であったので、最短4指と定められたという⁽¹⁵⁾。

制定の経緯は他の諸律も大同小異である。最長規定については、五分律を除く各律がパーリ律と同じく六群比丘の行為に起源を求める。十誦律では在家者から「釈迦の弟子たちは、善好かつ有徳であると自称しながら、どうして長い歯木を嚼むのか」と非難されたとあり⁽¹⁶⁾、先述の摩訶僧祇律と同様、長歯木が悪人の象徴と見なされている。根本有部律では、六群比丘の長歯木を他の比丘が嫌って非難すると、彼らは「長歯木には、燃して飯を炊くことができる、鞭として沙弥を打つことができるという利点がある」とうそぶいたという⁽¹⁷⁾。四分律には特別な経緯は語られていない⁽¹⁸⁾。これらに対し五分律は、比丘たちが歯木を太長に作ったことを制定の理由としている⁽¹⁹⁾。最短規定制定の経緯については、漢訳諸律とともに、短歯木を嚼んでいた比丘が世尊の姿をみかけ、敬礼しようとしたはずみに歯木を喉に刺してしまったとする⁽²⁰⁾。

許される長さの範囲は律によってまちまちである。五分律では最長1疊手から最短5指、四分律では1疊手から4指、摩訶僧祇律では16指から4指、十誦律では12指から6指、根本有部律では12指から8指となっている⁽²¹⁾。

次に、歯木に用いる木の種類であるが、五分律では使用してはならない木として「漆樹毒樹

舍夷樹摩頭樹菩提樹」の5種を挙げ、他はすべて認められるとする⁽²²⁾。また摩訶僧祇律では、比丘たちが在家信者の植えた花果樹で歯木を作り信者の機嫌を損じた為、花果樹を使用することが禁じられたという⁽²³⁾。他の諸律にはこの規定は見当たらない。また、義淨によれば「歯木に用いる木は、苦く渋くびりっと辛いものがよいとされる。端を嚼んだときに筋状になるものがもっともよい。龜胡葉根がとりわけすぐれているとされる」という⁽²⁴⁾。

歯木の入手については、すでに述べたように、比丘みずからは伐草木戒によって手を下すことができないので、在家者から供給してもらうしかない。通常、これは淨人（戒によって比丘には禁止されている生活上の必須事を、比丘に代わって行う俗人。寺男の類である）の勤めであつたらしい。不受食戒に関する摩訶僧祇律の記述には、この戒が制定されたとき、淨人を有しない比丘が水や歯木を入手できないで困ったとする⁽²⁵⁾。またパーリ律の註釈文献によると、賃雇いで定期的に寺へ歯木を供給に来る者がおり、その歯木は寺院内の専用の場所に貯えられた。比丘たちはそこから、毎日、歯木を取って來るのであるが、比丘自身に事情があり、また歯木の貯えにも余裕のあるときには、数日分まとめて取っておくことも許される⁽²⁶⁾。五分律、摩訶僧祇律は、僧坊内では歯木を器に盛って置くように定めているが、これもまた歯木をあらかじめ取って置くことを認めたものと解される。また両律は、歯木が不足したとき、使用済みの歯木の既使用部分を切り捨てた上での再使用を認める⁽²⁷⁾。授与者の得にくい旅行においては、この2つの方法を併用したのであろう。

さらに歯木がない場合について、摩訶僧祇律では「灰歯土博殻石草木」を用いて、また根本有部律では「澡豆土屑及牛糞」と水を用いて口を洗えという⁽²⁸⁾。このうち後者は、このようにして3度漱ぐことを述べるが、これはヒンドゥー教の浄化儀礼に一致し宗教的浄穢觀を背景に持つことは疑い無く、恐らく後世における付加であろう。これは、後述の『南海帰寄内法伝』のこととも関わる。

4. 歯木の使用に関する諸規定

歯木を嚼むべき時として挙げられるのは、まず早朝である。パーリ律では師匠に対する弟子の奉仕法において、早朝になすべきことのひとつに、歯木を捧げ、口を漱ぐ為の水を捧げる事が挙げられている（おそらく、弟子はこれに先立って歯木を嚼んだものと思われるが、このことに関する記述はない⁽²⁹⁾）。ついで、粥があればそれを捧げよとあるが、粥を食べた後にまた歯木を捧げよとはないから、ここでは師匠は歯木は嚼まないのであろう。その後、師匠の托鉢に随行し、托鉢食を食べ了えた後、師匠の鉢を洗う。ここでも歯木のことは述べられていない。各自で歯木を孰って嚼んだのかもしれないが、粥の例から考えると使用しなかったのではないか。他のパーリ語典籍中にも、食後（仏教教団において、比丘の食事は1日1回、しかも昼前に済まさなくてはならず、午後は水以外一切口にできない）に歯木を嚼んだとの記述が見られないことから、このように考えたい⁽³⁰⁾。四分律の内容もパーリ律にはほぼ等しい⁽³¹⁾。摩訶僧祇律も同様であり⁽³²⁾、さらに在家信者が比丘に歯木を与えるのも早朝であって食後ではない⁽³³⁾。

ところが根本有部律においては明確に、早朝と食後に嚼むべことを述べ、なさないならば不淨の状態となり罪となるという⁽³⁴⁾。また、世尊が、在家信者が供養した食事を食べた後、歯木を嚼んだとの記述も数多く見られる⁽³⁵⁾。ここでも根本有部律のみが宗教的浄穢を問題としてい

る。なお、五分律には嚼歎木の時刻に關わる記載は見られない。

次に、歎木を嚼む際の心得であるが、パーリ律では排便しながら嚼んではならないとあるのみである⁽³⁶⁾。五分律では嚼んではならない場所として、僧房内⁽³⁷⁾、廊の中及び周辺⁽³⁸⁾、井戸の周辺および温室（蒸し風呂）・講堂・食堂・作食所、また和尚・阿闍梨（どちらも師匠に当たる）の前（但し病時を除く）、高貴な在家者の前及びその他仏教に不利益をもたらす可能性のある状況を挙げる⁽³⁹⁾。四分律では禁止の場所として、廁・多人行処・温室・食堂・經行堂（經行とは歩行瞑想）を列記し、嚼歎木は大小便とともに屏所（物陰）でなすべきこととする⁽⁴⁰⁾。さらに禁止場所として、仏塔下・仏塔前・仏塔四辺も挙げる。また眠りながら・瞑想をしながら・裸で嚼むことも禁じる⁽⁴¹⁾。摩訶僧祇律も、屏所でなすべきこととし、禁止場所として温室・講堂・食堂・僧前・和尚阿闍梨前・塔前・像前を列記するほか⁽⁴²⁾、服装も覆頭、覆肩であってはならず、偏袒右肩でなければならぬとする⁽⁴³⁾。十誦律では因縁譚として、六群比丘が洗足処で歎木を嚼んでそこを汚したことを述べ、これにより洗足処の他、和上阿闍梨前・一切上座前・仏塔前・声聞塔前・温室・講堂・廊下・大門前・廁辺・安水処・小便処・浴室中・多人行処での嚼歎木が禁止されたとする⁽⁴⁴⁾。根本有部律でも屏處でなすべきこととし、特に年長者の前で嚼むことを禁じ、一方、老人や病人には僧房中での嚼歎木を認める⁽⁴⁵⁾。以上おいて、一見、奇異に思われるるのは、これまで淨穢に最も厳しかった根本有部律の禁止箇条がパーリ律と並んで少ないとある。あるいはその他の細々した規則でこれらのこととは間接的の網羅されており、規定の必要がなかったということであろうか。

歎木のそれ自体の使用法については、摩訶僧祇律に、まず手をきれいに洗ってから嚼むとし、また、その汁を飲んではならないとしているのみである⁽⁴⁶⁾。また摩訶僧祇律、十誦律、根本有部律では、歎木を嚼んだ後、刮舌（舌の表面をこそげること）をせよという。刮舌は専用の籠、または歎木を裂いて使用する⁽⁴⁷⁾。

嚼みおわった歎木の捨て方について、摩訶僧祇律では水で洗って捨てる事をいう⁽⁴⁸⁾。五分律も同様に述べるが、その因縁譚として、比丘たちが洗わずに捨てたところ、それを食べた虫が死んだからだとする。また、五分律では為してはならないこととして、廁の壁につき刺しておくこと（それで他の比丘が衣やぶったり怪我をするから）、樹の根の側に突き立てること（樹神が怒るから）の2つをいう⁽⁴⁹⁾。根本有部律でも洗ってから捨てるべきとする。その因縁譚はより詳しく、毒蛇の生まれ変わりの比丘が刮舌まで行った歎木を洗わずに捨てたところ、まずこれに止まった蠅が死に、この蠅を食べた守宮が死に、守宮を食べた黃狹が死に、黃狹を食べた犬子が死に、それらの残骸を食べた蟻が皆死んだという。そこで、もし洗わずに捨てた場合には、越法罪とされることになった⁽⁵⁰⁾。また、比丘たちが警告の声を発せずに捨てた所、護寺天神の頭の上に落ち、天神がこれを嫌ったので、捨てる前に警告の声を発することが義務づけられたとも伝える⁽⁵¹⁾。以上では、使用済みの歎木は、時に危険性を帯びた宗教的不浄物と扱われているように考えられる。

5. 師弟関係における歎木

師弟関係において、毎朝、弟子が師匠に歎木を捧げるべきことは前述のとおりである。これ以外に、五分律によれば弟子が和尚（身元引き受け人を兼ねた師匠、親教師ともいう）に断る

ことなくしてできるのは、大小便と嚼歯木のみであるという⁽⁵²⁾。十誦律は、これに礼仏法僧を加える⁽⁵³⁾。根本有部律自体にはこの規定は見当たらないが、その註釈によると、大小便、嚼歯木に加えて、水を飲むことと居住寺院中の49尋以内の塔を拝する場合であるとする⁽⁵⁴⁾。

パーリ律註釈ではまた、弟子の捧げる歯木を受け取ることが、和尚となる受諾の意味を帶びていたようである。ここでは7日間、弟子の捧げる歯木と水を捨ててしまい、8日目になって初めて受けたという話がある⁽⁵⁵⁾。これは高僧の伝記中、修行時代を述べた部分なので、誇張があるのかもしれないが、禅僧の修行とも似通ったおもしろい話である。

6. 歯木と仏

歯木と仏に関する特殊な話としては、以下に紹介する2つの話がある。

四分律には、世尊が噛みおわった歯木を背後に投げ捨てる、たちまちのうちに大木に成長し、翌日には香りよく美しい花が咲き、3日目には香しく美味な実をつけたという⁽⁵⁶⁾。

根本有部律によると、釈迦の侍者阿難は、夏安居（雨季の3ヶ月の定住生活期間）をおえた世尊がこれから何処へ赴くつもりであるかを、どちらの方角を向いて歯木を嚼んでいるか、また、何処の人々を誉め称えるか、によって知ったという⁽⁵⁷⁾。

7. 『南海帰寄内法伝』の伝える歯木使用の実態

以上を踏まえて、今度は『南海帰寄内法伝』の伝える7c.後半のインド仏教における歯木の使用実態を見ていくことにしよう。義淨の著作目的は、中国仏教の戒律伝持における誤りを正すことにあったと見られるが、同時に、彼には、あとに続く留学僧たちがインドにおいて困ったり、恥をかかないようにとの配慮もあったらしく思われる。これに関して、義淨が繰り返し強調するのは、インド社会における浄穢の区別のやかましさである。例えば、彼は次のように語る。

インド社会では、出家在家を問わず一般に、飲食の作法において浄穢の区別がある。もしも一口でも飲食するならば、いずれの場合においても穢の状態となる。…（中略）…諸々の論書に「歯木を嚼まず、排泄をして洗わず、飲食において浄穢の区別を持たないのは野蛮」と言われている。…（中略）…一口でも飲食すれば穢の状態となり、净水で口を漱いだ後にはじめて、他の人やまだ手のつけられていない浄なる食物に触れることができる。もし、手を洗わずに口を漱がない前に他の人に触れるようなことがあるなら、2人とも穢の状態となる。この場合、触れられた人も净水で必ず口を漱がなくてはならない。もし、犬に触れたならば、同様に手を洗い口を漱がなくてはならない。…（中略）…インド全土の風俗が他の諸国の風俗とどこが異なっているかと言うと、この浄穢の区別がある。かつて北方の異民族の使者がいた。インドへ使いに出掛けたところ、インドの人々は彼らを見てあざ笑った。実際、排泄をしても手を洗わず、食事の残りは鉢に入れて取って置くし、食べるときは互いに寄り集まって身体を触れ合わせて座り、豚や犬が寄って来るのも避けなかった。そして、食事が終わっても歯木を嚼まないことから、とうとう非難

されるに至った。このような事例もあるのだから、仏法を行じる者は、必ず淨穢について細心の注意を払わなければならない。⁽⁵⁸⁾

このような厳しさは、根本有部律においても説かれている。他人に挨拶（礼）をしてもいけないし、他人の挨拶に応えてもならない不淨の状態として、次ぎの5つがあげられている。すなわち、歯木を嚼んだ時、ものを食べた時、大小便をした時、料理不淨所、剃髪時であり、手を洗い口を漱がない限り不淨であり、挨拶をすれば罪になるという⁽⁵⁹⁾。もっとも、このような規定は四分律にもないわけではない⁽⁶⁰⁾。だが、根本有部律の特異性は目立つ。

さらに義浄は言う。

食事がおわったら…（中略）…必ず手はきれいに洗い、口は歯木を嚼んで歯を清め、舌をこそげて清潔にならしめよ。それから豆屑、あるいは土を捏ねて作った泥で唇をぬぐって、油気を取り除く。次ぎに飲用水の瓶の水で…（中略）口を漱ぐこと2～3回で淨の状態になる。淨水で2度、口を漱がない限り、唾は必ず吐き捨てなければならない。もし、正午を過ぎてしまうならば、穢の状態に加えて、食事時間以外の食事（非時）との罪を犯すことになる。⁽⁶¹⁾

食物を食べたその時の唾が午後まで残っていても戒に違反するというのである。この徹底ぶりには驚かされる。先に歯木のない場合の根本有部律の規定にも見たように、淨化するために繰り返し口を漱ぐことは、あきらかにヒンドゥー教の影響である。

朝の歯木については次のように述べる。

毎日、朝早くに必ず歯木を嚼んで歯を磨き、舌をこそげて、御教え通りに務めよ。口を漱いで清らかにして、それから挨拶をせよ。もし、そのようにしなければ、他人の挨拶を受けても、他人に挨拶してもことごとく罪となる。…（中略）…長いものは12指、短いものでも8指以下にはしない。太さは小指ほどである。一方の端を軽く、よく嚼んで、十分に時間をかけて歯をきれいに磨く。尊い人がやって来たら、左手で口元を覆い隠すようにするとよい。使いおわったら、引き裂いて舌をこそげる。あるいは専用に、銅製や鉄製の刮舌籠を用意してもよい。…（中略）…使用後は歯木と刮舌籠ともに洗って、物陰に捨てるのがよい。一般に、歯木を捨てる時、あるいは口に含んだ水や鼻汁や唾を吐き捨てるときは、いずれの場合にも必ず3度、指を鳴らしてから捨てなければならない。あるいは咳払いを2度以上行う。もしもそのようにしないなら、捨てるとき同時に罪となる。…（中略）…太い木を裂いたものでも、小枝を切ったものでもよい。…（中略）…あらかじめ取って来て準備をしておき、欠乏のないようにせよ。生で湿っているものは、必ず他人から授けてもらうようにしなければならない。乾いたものは自分で取ることができる。年若い者は取ったまま嚼む。年老いた者は端を叩いて潰す。⁽⁶²⁾

挨拶のことは先に述べた通りである。歯木を捨てる時に指を鳴らしたり、咳払いをするのは、そこに住む生物への警告であると同時に、その不淨が危険のものであるとの考えがあるからであろう。自分で取ってよい歯木が、乾いたものだけとなっている点は、諸律より一層厳しい。

歯木使用の具体的効果については、次ぎのように述べる。

歯を丈夫にし、口は香しくなり、消化を助け、出血を解消する。これを使い始めて半月ほどで口臭はすみやかに除かれる。歯の痛みや歯の病は30日で治る。要するに、必ずよく嚼み、きれいに磨き、涎や血を流れ出させた後、大量の水で口をきれいに漱ぐのが、嚼歯木のやり方である。…（中略）…歯の根元に長年の汚れがこびりつき、時を経て固くなつて

いるのも、これをかき落として、ことごとくなくなす。もし湯できれいに漱ぐなら、それ以上、歯の腐ることはなく、死ぬまでそのまま保たれよう。歯痛というものはインドにはほとんどない。実際、彼らが歯木を嚼むからである。…（中略）…全インド5地域の風習として、世俗の人が歯木を嚼むのはごく当たり前のことである。3歳の幼児ですら、教えられるままに行っている。仏教者も在家者も利益を被っているのである。⁽⁶³⁾

これらは歯磨の実際的（衛生的）効果もよく知られていたことを教えてくれる。

8. ま　　と　　め

以上、歯木について、諸律の内容を比較・検討し、さらに『南海帰寄内法伝』における記述を対照して見て來たが、これらを通じて以下のようなことが結論として言えるだろう。

第1に、歯木規定は主としてエチケット上の理由から制定された。その背景には、一般社会においてすでに歯木が使用されていたこと、仏教教団の発展に伴って比丘相互、比丘と在家信者との交流の機会が増加したことが考えられる。

第2に、歯木使用の時間は、当初は早朝のみであったと推定される。これは歯木規定制定の理由が主としてエチケット上の理由であるとした時、口臭のもっとも出やすい起床直後に歯木を嚼むことは理にかなっているからである。

第3に、食後の歯木使用や歯木を使用したままでは不淨であるとの観念は後の時代のものである。当初から宗教的淨穢の觀念が皆無ということはなかったであろうが、グプタ朝下のヒンドゥーイズム復興によって特に強化された淨穢の觀念の反映が根本有部律や『南海帰寄内法伝』に現れていると考えるのは、あながち不当ではなかろう。

第4に、副次的な問題ではあるが、歯木使用の衛生的効果は常に認められていた。

注

- (1) 村山貞雄編著『幼児の歯の国際比較に関する基礎調査』多賀出版、1988年、pp. 108~110。
日本に関する調査は昭和56~57年の両年に行われた。
- (2) 落合茂『洗う風俗史』未来社、1984年、pp. 109~111。
- (3) 寺田透校・水野弥穂子校注「正法眼藏」（日本思想体系13『道元』下、岩波書店、1972年所収）p. 107。
- (4) 大曾根章介校注「九条右丞相遺誠」（日本思想体系8『古代政治社会思想』岩波書店、1979年所収）p. 116。もし、これが仏教に起源するならば、その出典は大方広華嚴經卷11に国王が毎朝なすべきこととして説かれる10種の務め、すなわち「嚼歯木」「淨沐浴」「御新衣」「塗妙香」「冠珠壁」「油塗足」「擐革屣」「持傘蓋」「嚴侍從」「修祠祭」に求めるのが妥当であろう（大正10、p. 713b）。
- (5) PTS(PALI TEXT SOCIETY)版 Vinayapitaka (以下 Vin. と略す) vol. 2, pp. 137~138。
以下、パーリ語文献の出典箇所はすべて PTS 版によって表示する。
- (6) 原文は “anujānāmi bhikkhave dantakotthan ti”。anujānāmi は一般には「許可を与える」という意味である。

る」という意味の動詞の一人称単数形であるから、直訳すれば「比丘たちよ、わたしは歯木を許可する」となる。だが、これではそれ以前には歯木の使用があたかも禁止されていたかのごとき文面になる。むしろ以下に論じるように、歯木の使用がそれ以前においても行われていたと考えるべきであり、この一文は常に使用すべきことを規定したものと取るべきである (A Critical Pali Dictionary ではこの語の項において' (in Vinaya) when

Buddha speaks, nearly=to ordain or prescribe'との注記をしている)。漢訳対応箇所においては、多く「聽」(ゆるす)が用いているが、意味の把握においては注意を要する。

- (7) 歯木の5つの利益・不利益については増支部V-21-8 (AN.vol.3, p. 251)にも見える。この対応漢訳は増壹阿含經卷28 (大正新修大藏經 (以下、大正と略す) 第2巻, p. 703a) にあり、「楊枝有五功德」として①除風, ②除涎唾, ③生藏得消, ④口中不臭, ⑤眼得清淨とする。また大方廣華嚴經卷11には「十種功德」として①鎖宿食, ②除痰癰, ③解衆毒, ④去歯垢, ⑤發音香, ⑥能明目, ⑦沢潤咽喉, ⑧脣無皴裂, ⑨増益声氣, ⑩食不爽味を挙げる (大正9, p. 713b)。
- (8) 大正22, p. 960c。「五事過」として①口氣臭, ②不別味, ③増益熱癰, ④不引食, ⑤眼不明、「五事利益」として①口氣不臭, ②別味, ③熱癰消, ④引食 ⑤眼明を言う。
- (9) 同上 p. 176b。「五功德」として①消食, ②除冷熱涎唾, ③善能別味, ④口不臭, ⑤眼明を掲げる。
- (10) 大正23, p. 289b～c。「五利益」の内容は①口不苦, ②口不臭, ③除風, ④除熱病, ⑤除痰癰と, ①除風, ②除熱, ③口滋味, ④能食, ⑤眼明との2種である。
- (11) 大正22, p. 505a～b。
- (12) 大正24, p. 264b～c。もちろん、ここでは在家者の非難が仏の責任に及ばないように、すでに他の比丘には教えられてあったのだが、彼らがまだ知らなかったという文面になっている。また、ここでの「五勝利」は①能除黃熱, ②能去痰癰, ③口無臭氣, ④能喰飲食, ⑤眼目明淨である。
- (13) Setaketujataka (Jataka vol.3, p. 236)。
- (14) パーリ律では、ある一切糞掃衣者 (世間の人の捨てたもののみで生活する修行者) の比丘が墓場で人々の捧げた供物を食べて暮らしていたところ、人々の非難を浴び、さらに人肉食者との噂まで広まった。そこでこの戒が制定された。その後、比丘たちが水や歯木についても同様かとの疑いを生じたので、例外規定がさだめられた (Vin.vol.4, pp. 89～90)。四分律はパーリ律にはほぼ同じ (大正22, p. 663b～c), 五分律, 十誦律, 根本有部律は制定の経緯はほぼ等しいが、例外規定に関して異なる。五分律では、水や歯木を得られなかった比丘が口臭が生じ、その為に在家者から「誰が水や歯木を惜しんだりしようか。あなた方は怠けている」と非難されたとする (大正22, p. 43b)。十誦律, 根本有部律では、人気のない場所で修行していた比丘の不便のためという (大正23, p. 96b, 同 p. 826c)。摩訶僧祇律では制定の経緯については記載がなく、例外規定に関しては、水や歯木が得られず口臭を生じた比丘が、説法の場で離れて座ったことを因縁とする (大正22, p. 357b)。
- (15) Vin.vol.2, p. 138。
- (16) 大正23, p. 277b。
- (17) 大正24, p. 264c。なお、根本有部律では長短の規定の制定順序が他律と逆であり、先に短歯木を喉に刺して死にかけた比丘の話がある。六群比丘は、これを理由に、「長歯木を非難するのは、衣鉢を狙って、我々が死ぬのを望んでいるのだろう」とも言って比丘たちを沈黙させている。

- (18) 大正22, p. 960c。四分律では、これに続けて、彼らが奇抜な歯木（楊枝奇）を嚼んだり、「雜葉」や「皮」を嚼んだので、これらも禁止されたことを伝える。
- (19) 同上 p. 177b。
- (20) 注(11)及び(16)～(19)参照。
- (21) 同上。
- (22) 大正22, p. 176b。
- (23) 同上 p. 505b。
- (24) 『南海帰寄内法伝』卷1（大正54, p. 208c）。原文は「其木條以苦渋辛辣者為佳。嚼頭成絮為最。龜胡葉根極為精也」。なお大方広仏華嚴經卷11にも「諸苦辛物以為歯木」と見える（大正10, p. 713b）。
- (25) 大正22, 357b。五分律では、伐草木戒の項で歯木の入手等のことから淨人のことについて触れている（大正22, pp. 41c～42a）。
- (26) *Samantapāśādikā* vol. 2, p. 346。
- (27) 大正22, 177c, 同505b。
- (28) 大正22, p. 505b, 同24, p. 265a。
- (29) 根本有部律の註釈である根本薩多部律攝卷13には、師匠に奉仕に出るまえに、まず自ら歯木を嚼すべき旨が書かれている（大正24, 600a）。
- (30) Vin.vol.1, pp. 46～47。師弟のこの務めは一方的なものではなく、弟子が病気の時には、師匠が同様の奉仕をするように定められている。
- (31) 大正22, pp. 801c～802a。
- (32) 大正22, p. 318c, 同 p. 439a, 同 p. 502a。
- (33) 例えば、王舍城諸比丘尼に大して五通聚落の五通居士は「阿姨。安穩住。明日供給歯木喫水。与種種粥。至時與隨適飲食」と語る（大正22, 330b）。
- (34) まず、早朝と食後になすべきことについては「若晨朝午後不嚼歯木。即不合食亦不成齋同前得罪」（大正24, p. 278a），それが不淨に当たることについては「有二種不淨。一噉嚼不淨。二穢汚不淨。言噉嚼不淨者。謂嚼歯木噉諸飲食根果餅菜之類。若食噉時及以食了。未淨漱來皆名不淨」（同, 273a）。これらによれば、早朝にせよ、食後にせよ、歯木を嚼んでも口を水で漱がない限りは不淨ということになる。
- (35) 大正23, p. 780a, p. 809a, p. 882c, 大正24, p. 4a, p. 26a, p. 54c, p. 216b, p. 269b, p. 325a, p. 380a, p. 385a, p. 390b。また、弟子に関しても大正23, p. 859b, 大正24p. 305cにその例がある。
- (36) Vin.vol.2, pp. 221～222。これも六群比丘がなした行為が制定のきっかけとされている。この箇所にかんする註釈では「大便所であろうと、大便所以外であろうと一切の所において、許されない」（*Samantapāśādikā* vol. 6, p. 1286）と述べ、歯木を嚼みながら何事かをなすことを一切禁じている。
- (37) 大正22, p. 167c。地を濡らして臥具を傷める可能性があるからである。
- (38) 同上 p. 177b。
- (39) 同上 p. 177c。
- (40) 同上 p. 932a 及び p. 960c。
- (41) 同上 p. 712a・p. 958a・p. 1021c。この中 p. 958a では、直前に塔の四辺では大小便をしたところ臭気が塔内に入り護塔神が怒った、との記事があるので、ここも同様のことが想定されているのかもしれない。

- (42) 同上 p. 932a 及び p. 942a。
- (43) 同上 p. 505b。
- (44) 大正23, p. 299c。
- (45) 大正24, p. 264b~p. 265a。
- (46) 大正22, p. 505b。ただし誤って飲み込んだ場合は無罪であるという。また医者が汁を飲めば病気が治癒すると言った場合には、飲んでもかまわないとする。なお、大比丘三千威儀經卷上には「用楊枝有五事」として、適当な長さに裁断すること、規則どおりに割ること、噛むのは先端から3分の1までとすること、歯を3回磨くこと、出た汁で目を洗うことを挙げる（大正24, p. 915b）。
- (47) 大正22, p. 505b, 同23, p. 423b, 同24, p. 265a。
- (48) 大正22, p. 505b。
- (49) 同上 p. 177b~c。
- (50) 大正24, p. 376c。
- (51) 同上 p. 264a。
- (52) 大正22, p. 111a。
- (53) 大正23, p. 416a。
- (54) 大正24, pp. 599c~600a。
- (55) *Samantapāśādikā* vol.1, p. 41. *Milindapañho* p. 15にも同様の話がある。
- (56) 大正22, p. 949a。物語り全体の筋は、このような神通力による世尊の外道者調伏にある。内容は多少異なるが、同じ話が賢愚經卷2（大正4, 362b）にある。また、4 c.末の入竺僧法顕はこの木を參拝したという（『高僧法顕伝』、大正51, p. 860b）。
- (57) 大正23, p. 828b。
- (58) 大正54, p. 207a~b。
- (59) 大正24, p. 273a。
- (60) 大正22. p. 1012a。ここでは「十種威儀不応礼」として①大行時, ②小行時, ③裸身, ④剃髪, ⑤說法, ⑥嚼楊枝, ⑦洗口, ⑧飲, ⑨食, ⑩噉果を挙げている。
- (61) 大正54, p. 207b。
- (62) 同上 p. 208c。
- (63) 同上 pp. 208c~209a。

On Dantakottha

—The Origin and the Development of the Tooth-cleaning Code of
Buddhism in Ancient India—

MATSUDA, Shinya

ABSTRACT

The purpose of this study is to make clear the origin and the development of the tooth-cleaning code of Buddhism in ancient India through the comparison of 6 Vinaya texts in Pali and Chinese. Additionally , based on 'Nankaikikinaihouden' written by Gijo in late 7c. A.D., it is introduced how was this code practiced then actually.

The author proved that the reason of laying down of this code was mainly based on the problem of social manner and there originally was few evidence that it related with religious impurity. In according with the development of Hinduism, especially under Gupta-dynasty, the idea about religious purity and impurity became strong in social life and by this influence it is supposed the meaning of this code gradually changed.